

職員に新型コロナウイルス感染者が発生した際の 初期対応について

1. 感染者等発生時の対応について

(1) 感染者等の対応

- 職員に感染の疑いがある場合は、自宅待機とする。
- 罹患前後の勤怠管理については、別紙1のフロー図を参照。

(2) 濃厚接触者の対応

- 職員が濃厚接触者に該当した時点で、自宅待機とする。
- 濃厚接触者の定義は、以下のとおりとし、判定にあたっては別紙2のフロー図を参照。

【濃厚接触者の定義】

濃厚接触者とは、下記(1)(2)(3)に該当する従業員とする。

(1) 同居者

感染者と同居する者

(2) 感染予防策なしに感染者に接触した者

感染者が発症（発熱・倦怠感・呼吸困難）した日以降に、手で触れること又は対面で会話することが可能な距離(※)で、必要な感染予防策（マスク着用）なしで、感染者と接触があった者とする。

※手で触れることまたは対面で会話することが可能な距離とは、向かい合う席または両隣の席に在席した場合とし、接触場所は自席だけではなく、会議・打合せを含む。（目安として2メートル）

(3) その他

所属長が必要と認めたもの

(3) 各部支所の対応

- ①発熱または倦怠感などの体調不良による早退者が発生した部署・支所の所属長は、当日の濃厚接触者の定義に該当する接触者（後日濃厚接触者となる可能性あり）を把握・記録したうえで、企画管理部へ報告する。
- ②感染者となった場合は、所属長は①で記録している接触者に対して濃厚接触者として即座に自宅待機を指示し、企画管理部へ報告する。（早退日を1日目として待機日数カウントする）濃厚接触者以外の職員については、通常勤務とする。
- ③企画管理部は、職員が感染していることが確定した時点で最寄の保健所へ連絡し指示を仰ぐ。
- ④保健所と協議し、必要な範囲で消毒を行う。